

建設工事等に係る予定価格の事前公表の試行要領

(平成19年3月30日市長決裁)

入札、契約制度の競争性及び透明性をさらに推進するため、予定価格について、下記により事前公表を試行実施する。

記

1 事前公表の対象工事等

- (1) 当分の間、新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年3月30日市長決裁）又は新座市建設工事等指名競争入札実施要領（平成22年9月3日市長決裁）を適用して競争入札を行う建設工事、建設工事に係る設計、調査及び測量並びに土木施設の維持管理のすべてとする。
- (2) 新座市競争入札等業者選定委員会において決定する。

2 公表の時期

- (1) 一般競争入札の場合
入札公告のとき、公表する。
- (2) 指名競争入札の場合
指名通知後速やかに、公表する。
なお、上記(2)の場合は、公表に合わせて対象工事等の指名業者に個別に通知するものとする。

3 公表の方法

建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）に定めるところによる。

4 入札（開札）執行の条件

入札（開札）回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

5 その他

この要領に定めのない事項は、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）等によるものとする。

附 則

- 1 建設工事等に係る予定価格の事前公表の試行要領（平成11年4月1日実施）は、廃止する。
- 2 この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年9月3日から実施する。